

平成24年度国家予算編成に関する指定都市市長会緊急要請

指定都市では、近年の社会情勢の変化に伴い、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化等の財政需要は増加の一途をたどっているが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではなく、さらに、景気低迷や地価・建物価格の下落の影響により地方税収は大幅な減収となる見込みである。加えて、東日本大震災からの復旧・復興の取組みやその支援のほか、防災対策の強化に多額の費用が見込まれている。

こうした厳しい財政状況においても、指定都市が、圏域の中核都市として先駆的かつ先導的役割を果たすことができるよう、平成24年度国家予算編成にあたって、以下のとおり要請する。

1 地方財政計画の策定の際には、地方が必要とする地方交付税の総額を確保すること

「財政運営戦略」において、平成24年度から平成26年度の各年度における地方の一般財源総額は、平成23年度と同水準を確保するとされたことを踏まえ、地方交付税の総額については、国の歳出削減を目的とした削減や、大都市を狙い撃ちにした削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すること。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財政不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

2 新たな子どもに対する手当制度の実施にあたっては、国の責任においてその費用の全額を負担すること

平成22年度から実施されている子ども手当制度の財源については、当初、全額国庫負担という考え方が示されていたが、地方が財源の一部を負担する制度であった。

先日、提示された新たな子どもに対する手当制度の厚生労働省案は、地方にさらなる負担を求めるものになっており、地方の負担増分については、年少扶養控除等の廃止に伴う地方の増収分を充当するとの説明がなされている。しかし、地方の増収分は、地方が地域の実情に応じて実施する施策に自由に使うことができる地方固有の財源であり、その用途を事実上制限することは、地方自治の趣旨を損なうものである。

したがって、国と地方の協議の場において、十分な協議を行い、その意

見を十分尊重するとともに、国と地方の役割分担を踏まえ、全国一律に実施される、地方に裁量の余地のない制度の実施にあたっては、国の責任において全額国庫負担とすること。

また、平成24年度からの所得制限超の世帯に対する税財政上の措置については、地方に何ら示されていないことから、早急に具体的な内容を示したうえ、十分な協議を行うとともに、国の責任において全額国庫負担とすること。

3 地域自主戦略交付金については、大都市特有の財政需要や権能を十分に反映するとともに、地方公共団体間の財政調整や国の財源捻出を目的とした総額の縮減を決して行うことなく、地方が必要とする総額を確保すること

地域自主戦略交付金は、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額全額を税源移譲するまでの経過措置とし、税源移譲に向けた工程を明確にすべきである。

また、配分については、人口等の客観的指標を原則としつつ、大都市特有の財政需要や権能を十分に反映するとともに、地方公共団体間の財政調整は行わないこと。

さらに、国の財源捻出を目的とした縮減を行うことなく、各市が継続して事業を実施するために必要な総額を確保したうえで指定都市に直接配分すること。また、国の関与を最小限にとどめ、地方にとってより自由度の高い制度とすること。

4 自動車重量税の税率見直しやエコカー減税の延長に伴う地方の減収分については、国の責任において確実に財源措置すること

自動車重量税の税率見直しやいわゆる「エコカー減税」の延長は、国が施策として行うものであることから、これに伴う地方の減収分については、国の責任において、減収見込額を適切に算定したうえで、地方特例交付金などにより確実に財源措置すること。

平成23年12月19日
指定都市市長会